

貝塚市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A【平成 28 年 12 月 20 日版】

	項目	ご質問	回答
1	ケアマネジメン ト	平成 29 年 4 月以前から訪 問・通所介護予防給付を利用 しているかたのサービス利 用について教えてください。	貝塚市総合事業における原則的なサービスは、人員基準等を緩和した訪問型サービスA又は通所型サービスA（緩和したサービス）です。介護予防訪問介護又は介護予防通所介護（訪問・通所介護予防給付）に相当するサービスである訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービス（現行相当サービス）は例外的なサービスとなります。 平成 29 年 4 月以前から要支援認定を受け、平成 29 年 3 月末時点で、訪問・通所介護予防給付のどちらか一方または両方を利用されているかたは、平成 29 年 4 月以降の認定有効期間までは、引き続き同じ訪問・通所介護給付をご利用いただけます。認定更新後は総合事業のサービスを利用していただきます。 ※【平成 29 年 3 月 10 日訂正あり】
2	ケアマネジメン ト	例外的なサービスである現 行相当サービスはどういう 人が使うことができるか。	原則的に、身体介護等の専門的な介護が必要なかたが対象です。現行相当サービスの利用が必要と思われるかたについて、貝塚市・地域包括支援センター・担当ケアマネジャーによる「総合事業個別ケース検討会議」で検討のうえ、利用の可否を決定します。
3	ケアマネジメン ト	今、利用しているデイサービ スの事業所が、緩和したサー ビスである通所型サービス Aに参入しない場合は、事業 所を変更しないといけない のでしょうか。	緩和したサービスである通所型サービスAを利用していただく為には、参入している通所型サービス A の指定を受けた事業所を利用していただくことになります。

4	ケアマネジメント	総合事業の介護予防ケアマネジメントを居宅介護事業所に委託する場合、介護予防支援と同様の扱いとして、ケアプラン作成上限に制約を受けるのかどうか。	総合事業における介護予防ケアマネジメントについて、報酬の逓減制度を設けていません。 【介護保険最新情報 Vol. 450 第6の問5 参照】
5	ケアマネジメント	介護予防給付を受けていたかたが、介護認定更新のタイミングで、基本チェックリストによる事業対象者として、総合事業のサービスを利用する場合、総合事業開始月に初回加算を算定していいのか。	要支援者から事業対象者へ移行したことだけでは、初回加算の算定を行うことはできません。
6	訪問型サービス	訪問型サービスなのですが、1回あたりの時間に決まりはありますか。	訪問型サービスAのサービス提供時間の目安は1回1時間程度としています。これは適切なケアマネジメントによってサービスを位置づけて利用していただくことを前提としていますので、例えば45分として適切にケアマネジメントで位置づけているのであれば差し支えありません。

7	訪問型サービス	訪問型サービスAのサービス内容について教えてほしい。	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成 12 年 3 月 17 日 老計第 10 号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知) に、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れが例示されています。訪問型サービスAでは、同通知における「2 生活援助」が提供するサービスとなります。「1 身体介護」が必要とされる場合は、訪問介護相当サービスの提供が想定されます。
8	通所型サービス	通所型サービスA(緩和した基準)のご利用者で、入浴や機能訓練等を事業所と個別に調整してくださいと明記してありましたが、入浴や機能訓練を希望される方に対しては、自費での金額を設定してもよいのか。	通所型サービスAのサービスは、入浴サービスや機能訓練を想定していません。 入浴サービスや機能訓練が必要な方については、適切なケアマネジメントを通じて、通所介護相当サービス(現行相当サービス)の利用を検討してください。 ※【平成 29 年 3 月 10 日訂正あり】
9	事業所指定	所在地が貝塚市以外の事業所が貝塚市の被保険者に総合事業のサービス提供をする場合はどのような手続きをし、どのようなルールに沿って提供するのか	貝塚市の総合事業に係る事業所指定は貝塚市の被保険者及び貝塚市に住民票のある住所地特例者のみに適用されます。 従いまして、他市所在事業所であっても貝塚市の総合事業の事業所指定を受けていただければ、サービス提供していただけます。 その際は、貝塚市の総合事業のルールに沿って提供してください。 請求方法も本市のルールに沿って請求いただくことになります。